**輸出管理事前確認シート〔技術の提供，貨物の輸出用〕**

本シートは，申請者が国内に滞在した状態で，海外又は国内の非居住者へ技術を提供する若しくは貨物（※）を輸出する場合に使用する事前確認シートです。

技術の提供には，特定類型該当者への技術提供，非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術提供も含みますので，特に留意して記入してください。

貨物の輸出は，国内企業等へ貨物を譲渡し，当該企業等がその貨物を輸出する場合も含みます。

（※）「貨物」とは装置や機器，試料等を指します。

必要事項を記入し，□のある欄について該当する場合は，□にチェックを入れてください。 （外国出張は，〔外国出張用〕の事前確認シートを使用してください。ただし，リモートによる国際学会の発表，会議等において打合せを行う場合には，本シートを使用してください。）

　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入日　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属 | 学部・学科 | 学部　　　　　　　　　　　　学科 |
| 専攻・研究室等 |  |
| 研究分野 | |  |
| 申請者資格・氏名 | |  |
| □　日本大学安全保障輸出管理ハンドブック及び安全保障輸出管理手続きマニュアルを熟読の上，  理解しましたので申請します。 | | |
| 連絡担当者（※） | |  |
| 連絡先 | | 電話  Email |

申請者と連絡担当者が異なる場合は，連絡担当者欄に氏名を御記入の上，連絡先欄には連絡

担当者の連絡先を御記入ください。

１　海外への技術の提供及び国内での非居住者への技術の提供，若しくは特定類型該当者への技術の提供，非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供

|  |
| --- |
| 技術の提供 (提供方法：□リモート研究発表・会議での意見交換，□電話，□電子メールの送信，  □インターネット経由のファイル交換，　□共有データベースへの掲載  □書面・記録媒体の送付，□FAX，□その他　(　　　　　　　　　　　))  □提供する技術はすべて公知である(既に公に開示された論文，市販の専門書，教科書等は公知である。)  □技術を公知とするために提供する。(学会等で技術を広く公にするために発表する等。）  □工業所有権を申請するために，必要最低限の技術を開示する。 |

２　貨物の輸出（国内の企業等へ貨物を譲渡し，その企業等が輸出する場合も含む）

|  |
| --- |
| 貨物の輸出  □試料・サンプルの送付，　□装置，機器　　□その他　(　　　　　　　　　　　　　　　　)  輸出する貨物は，自作品（自分で製作した機器や試料等）ですか，購入品ですか？  □自作品，　□購入品，　□改造品　(購入品に変更，改造等を施したもの) |

１又は２にチェックを入れた後，技術の提供を行なう場合は，必ず次頁の３の相手先情報を確認してください。

３　技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ記入してください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相手先の情報 | 名　称 |  |
| 所在地 |  |
|  | * 居住者　(再提供することが明らかである場合) * 非居住者 * 特定類型該当者   　　□特定類型① □特定類型② 　□特定類型③　□該当なし  　　類型該当性の根拠を記入※：  (　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 需要者・  利用者 | 名　称 |  |
| 所在地 |  |
|  | * 非居住者 * 特定類型該当者   □特定類型① □特定類型② □特定類型③　□該当なし  　　類型該当性の根拠を記入※：  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

* 特定類型①，②，③については40ページ 図7を確認してください。

特定類型該当者該当性の根拠には，関係する外国政府等又は外国法人等(その属する国・地域名を含む)も記入してください。

以下の①，②のいずれかの場合は，４以降の確認の必要はありません。この事前確認シートを部科校輸出管理窓口（研究事務課等）に提出し，部科校責任者の判定が「非該当」(取引可)であれば，技術の提供・貨物の輸出を進めてください。

③，④に該当する場合は，確認が必要な技術の提供又は貨物の輸出がある場合に該当するため，次の４～５について回答した後に，この事前確認シートを部科校輸出管理窓口(研究事務課等)に提出し，部科校責任者の判定をお待ちください。

①　技術の提供も，貨物の輸出も行わない場合。

②　提供する技術がすべて公知の場合，技術を公知にするために提供する場合，または工業所有権を申請するために必要最低限の技術を開示する場合。

③　未公開の(未だ公知でない)技術を特定の相手先や研究者等に提供する。

④　輸出する貨物は，自作品，購入品，購入品に，変更，改造等を施したもの。

４　輸出先の国名（仕向国），相手先，輸出・提供の予定日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 輸出先の国名（仕向国）  及び受取人 | 国名 | |  |
| 受取人  （組織名等） | |  |
| 輸出先の国が該当するか確認してください。 | □ | 懸念国（イラン，イラク，北朝鮮） | |
| □ | 国連武器禁輸国・地域【注１】 | |
| □ | 輸出令別表第３の地域（旧通称：ホワイト国）【注２】 | |
| □ | 上記以外の国 | |
| 相手先 | □ | 外国ユーザーリストに掲載された組織【注３】 | |
| □ | 軍，国防省，軍需部門を持つ組織等 | |
| □ | 上記以外の組織 | |
| 提供・輸出の予定日 | 年　　　月　　　日 | | |

【注１】国連武器禁輸国・地域(１０か国)

アフガニスタン，中央アフリカ，コンゴ民主共和国，イラク，レバノン，リビア，北朝鮮，

ソマリア，南スーダン，スーダン（イラクと北朝鮮は，懸念国にも該当しています。）

【注２】輸出令別表第３の地域（旧通称：ホワイト国）（２６か国）

　アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、

デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、

ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、

スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

【注３】外国ユーザーリストに掲載された組織

外国ユーザーリストに掲載されている組織等が属している国・地域（１４か国）は，

アフガニタスン，アラブ首長国連邦，イエメン，イスラエル，イラン，インド，エジプト，

シリア，パキスタン，レバノン，ロシア，台湾，中国(香港を含む)，北朝鮮です。

したがって，これらの国以外に所在する組織は外国ユーザーリストに該当しません。

外国ユーザーリストは，経済産業省安全保障貿易管理のホームページでご確認ください。 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list

５　事前確認事項

技術の提供又は貨物の輸出をしようとする場合，該当する項目をチェックしてください。

* 技術の提供

|  |
| --- |
| 技術の名称，概要を記入し，内容を具体的に記載した資料を添付してください。 |
| 技術の名称：  提供する技術の概要： |

□貨物の輸出（□自作品（改造機器・試料を含む）□購入品(購入後の変更，改造等を含む)）

|  |
| --- |
| 貨物の名称，仕様，用途等を具体的に記入し，関連資料(写真等)を添付してください。 |
| 貨物の名称：  仕様，用途等： |

※懸念のある回答に網掛けしてあります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設問１ | 以下のいずれかに該当するか確認してください。 | |  |  |
| ①　輸出貨物又は提供技術が，兵器等の開発等に用いられる，又は用いられる疑いがある。若しくは，相手先が兵器等の開発，製造，貯蔵を行っていることが入手した文書等に記載されている。 | | □はい | □いいえ |
| ②　入手した文書等によって，輸出貨物又は提供技術が，核融合に関する研究，核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる，又は用いられる疑いがあることを知っている。 | | □はい | □いいえ |
| ③　入手した文書等によって，輸出貨物又は提供技術が，外国の軍又は警察等若しくはこれらの者から委託を受けた者により，化学物質・微生物・毒素の開発等，ロケット又は無人航空機の開発等があることを知っている。 | | □はい | □いいえ |
| 設問２ | 以下のいずれかに該当するか確認してください。 | |  |  |
| （技術） | |  |  |
| ①　無償の経済協力等に関する二国間協定等に基づいた取引 | | □はい | □いいえ |
| ②　基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引  ※　基礎科学分野の研究活動とは，自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって，理論的又は実験的方法により行うものであり，特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。  「大学での基礎研究」が無条件で「基礎科学分野の研究」ではないので御留意ください。 | | □はい | □いいえ |
| ③　公知の技術を提供する取引 | | □はい | □いいえ |
| ④　貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものの取引 | | □はい | □いいえ |
| ⑤　プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものの取引 | | □はい | □いいえ |
| ⑥　市販のプログラムに関する取引 | | □はい | □いいえ |
| 上記の①～⑥のいずれかに「はい」と回答した場合は，設問３に回答してください。 | |  |  |
| （貨物） | |  |  |
| ①　製造企業から購入した貨物であって，当該製造企業から非該当証明書が発行されているものを輸出令別表第３の地域に輸出する。 | | □はい | □いいえ |
| 設問３ | 設問２の（技術）の①～⑥のいずれかに「はい」と回答した場合，以下に「はい」とチェックした項目の番号とその理由，状況等を御記入ください。（記入欄が足らない場合は別紙を添付してください）。 | | | |
| 項目  番号 | 理由・状況 | | |
|  |  | | |
|  |  | | |
|  |  | | |

※　設問２の例外規定のいずれにも該当しない場合には，該非判定・取引審査の手続きが必要になります。

※　設問２の例外規定に該当する場合であっても，輸出先の国又は相手先の状況，設問１のいずれかに「はい」が一つでもある場合，若しくは設問３の理由が例外規定に該当しない可能性があると判断される場合には，該非判定・取引審査が必要となる場合があります。

上記の事前確認内容を確認し，以下のとおり判定します。

* 取引可　　　　　　□「審査票」の起票を要する

（

|  |
| --- |
| 部科校責任者 |
| 年　　月　　日 |